

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

読 谷 村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 読谷村地域

(1) 現況

本地域は、昭和 54 年度から実施してきた県営・団体営の土地改良事業により整備された読谷村内の 8 区域（長浜、儀間、渡慶次、宇座、高志保、波平、座喜味、渡具知）を対象とした地域で、サトウキビを主に小菊・紅芋等の生産が盛んである。

当該区域では、農道や排水路等において、受益農家を中心に地域住民を含めて年 1 回～3 回程度の除草・泥上げ作業等を実施している。また、パイプラインにおいては長浜川土地改良区が補修等維持管理活動を行っている。

今後とも、農業振興を図るため農業用排水路、農道、沈砂池等を適切に保全管理する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、農業者及び地域住民等と連携した地域共同活動の体制強化を図り、多面的機能の発揮の促進を目標とする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	長浜区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

②	儀間区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	渡慶次区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	宇座区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	高志保区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	波平区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑦	座喜味区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑧	渡具知区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし